

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業について

1. 【事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため国が総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

そのため、本事業は、予防接種法 第6条（臨時に行う予防接種）に基づき、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン（以下「ワクチン」という。）について、ワクチンが国民への接種可能になった場合に、全市民を対象に円滑な接種を実施できるよう、ワクチンの接種体制整備と接種を早急に進めていくことを目的とする。

2. 【ワクチン接種開始時期】

令和3年3月末頃から（接種日程は未定）

※ワクチンの種類によって、21日又は28日間隔で、一人2回接種

※接種券（クーポン券）は3月上旬発送

※ワクチンの供給時期により変更することがあります。

3. 【接種対象者と接種順位】

- | | |
|----------------------|----------|
| ① 医療従事者等 | 人口の約3% |
| ② 65歳以上の高齢者 | 約14,100人 |
| ③ 基礎疾患のある人、高齢者施設等従事者 | 約4,000人 |
| ④ 上記以外の市民 | 約32,900人 |

※ただし、施設入所者、長期入院者、在宅療養者は別途対応

4. 【接種場所】

市立野洲病院

公共施設（場所未定）※集団接種を想定

5. 【協力機関】

守山野洲医師会

6. 【事業費】

・主な歳出の項目（令和2年度） 約63,000千円

- ① 人件費（医師・看護師・事務職等）
- ② 医療関連経費
- ③ 接種に必要な衛生用品・消耗品等
- ④ 事務処理システム構築等委託経費

予防接種システム改修、接種予約システム構築、

印刷業務（クーポン券、案内書等）、予約受付等コールセンター

※ 財源は、全額国庫補助金対応（国庫補助金交付要綱の範囲内）

※ 事務処理システム構築等委託経費は、おうみ自治体クラウド協議会で業者を選定
〈構成市：草津市、守山市、栗東市、湖南市、近江八幡市、米原市、甲賀市、野洲市〉